

議案第 9 号

藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について

藤岡市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年3月1日提出

平成29年3月1日可決

藤岡市長 新 井 利 明

藤岡市条例第 号

藤岡市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

藤岡市小口資金融資促進条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同法」を「保険法」に改める。

附則第3項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第6項中「平成27年度」を「平成28年度」に、「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」に改める。

附則第7項中「第3条」を「第3条第2号及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び附則第7項の改正規定は、公布の日から施行する。